

令和2年度

八尾市立桂老人福祉センター
指定管理者モニタリングレポート

健康福祉部 高齢介護課

令和２年度 指定管理者モニタリングレポート
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立桂老人福祉センター
所在地	八尾市桂町３丁目１１番地
所管課	健康福祉部高齢介護課

指定管理者	名 称 社会福祉法人 八尾すずらん福祉会 代表者 理事長 高井 敬子 住 所 大阪府八尾市高砂町一丁目 75 番地の 18
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日（５年間）

１．利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
八尾市立桂老人福祉センターが行う各業務について適正なサービスが提供されている。また、利用者のニーズの把握に努めており、把握した内容を反映させる取り組みが行われている。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） ・ 調査対象：センター利用者 ・ 調査時期：令和３年３月４日～令和３年３月３１日 ・ 調査方法：調査時期に来所者へのアンケート用紙を配布・回収による調査 ・ 回答状況：78 名から回答 ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） アンケート回答者の 31%が週 3 回以上の利用があり、サービスについて、68%が「満足」あるいは「とても満足」、31%が「普通」と回答。職員の対応について、88%が「満足」あるいは「とても満足」、11%が「普通」と回答している。	A

２．公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
八尾市立桂老人福祉センターの事業運営について概ね提案どおり適正に行われている。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け利用実績は目標に届かなかったものの、創意工夫を重ね積極的に事業に取り組んでおり、公の施設の効用が発揮されている。	A

３．適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
施設・設備の老朽化が進み修繕費用の増大が懸念されるが、適切な維持管理に努め利用者が安全に利用できる環境に保たれている。また、定期的にコストの推移を確認し、コスト縮減に取り組んでいる。	A

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
収支計画に基づき健全な施設運営がなされている。また、職員研修を適宜実施し、公の施設を運営するにあたり不可欠な知識習得に努めており、人材育成に取り組んでいる。	S

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
施設の設置目的や条例・施行規則等に沿った運営管理を行っており、個人情報保護の遵守や環境への配慮なども、適切な取り組みがなされている。	S

【総合評価】

	評価の視点	得点率(評価)(a)	評価配点(b)	評価点(a×b)
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	85% (A)	30	25.5
2	公の施設の効用発揮	81.3% (A)	13.3	10.8
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	86.8% (A)	20	17.4
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	96.2% (S)	23.3	22.4
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	100% (S)	13.3	13.3
合計			100	89.4

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の計算と整合しない場合がある。

総合評価	A
------	----------

【モニタリング内容の総括】

桂老人福祉センターの管理運営については、設置目的や条例・施行規則に沿いつつ、協定書等に掲げる各事項について高い水準にて行われている。

利用者アンケート結果も良好であり、引き続き、利用者のサービスの向上に努めながら、より効果的・効率的で適正な施設の管理運営に取り組んでいただきたい。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。